

## 愛知県環境審議会水質部会（平成 21 年度第 1 回） 会議録

### 1 日時

平成 21 年 11 月 26 日(木) 午前 10 時から正午まで

### 2 場所

愛知県自治センター 大会議室（4 階）

### 3 出席者

#### （ 1 ）委員（ 11 名）

木村部会長、小嶋委員、石附専門委員、井上専門委員、谷村専門委員、湯地専門委員、一藁特別委員（代理：第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課長）、伊藤特別委員（代理：中部運輸局交通環境部環境課長）、神谷特別委員、竹森特別委員（代理：東海農政局農村計画部資源課課長補佐）、富田特別委員（代理：中部地方整備局企画部建設専門官）

#### （ 2 ）事務局（ 9 名）

（愛知県環境部）山本技監

（水地盤環境課）藤野課長、平松主幹、戸澤課長補佐、吉田主査、平野主査、吉田主任、加藤技師

（環境調査センター）坂井水圏部長

### 4 傍聴人

1 名

### 5 議事

- ・会議録への署名は谷村委員、湯地委員が行うこととなった。

#### （ 1 ）水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について

- ・資料 1（1-1、1-2、1-3）について事務局から説明を行った。

#### < 質疑応答 >

[ 井上委員 ] 資料 1-1、4 ページにある魚介類の分類は、環境省が全国に生息しているものとして挙げた例示であり、各都道府県で固有に生息しているものはそれも考慮すべきではないか。水産資源保護法の保護水面を特別域として指定することについては国から示されたものと思うが、それ以外の所も県独自に設定することは可能ではないか。豊川上流域に天然記念物のネコギギの生息域があると思うが、そのようなところを生物特 A にしなくてもよいか。

[ 事務局 ] ネコギギは必ずしも冷水域特有の種ではないと理解しており、アユと同じように生物 A と B を区分する指標にはならないと考える。国においても、アユの産卵域、

保護水面は特別域に指定していない。

[井上委員] ネコギギは布里より下流でも産卵しているのか。上流域の生物 A に指定されるような所で産卵しているのではないか。特別域は、産卵場所や幼稚子の生育場所を保護するため、成魚がいる場所を保護するために決められるものではないと思う。

[事務局] 中流域に産卵域があるかどうかは確認する。特別域設定の考え方として、保護水面というのが一つと、積極的に保護していくべき場所がある程度まとまったエリアとして存在する所というのが国の基本的な考え方である。スポット的にある場所を指定するのは国の考えに合致しない。水域を区切ることが目的ではなく、区切って管理していくのが目的である。

[井上委員] 設楽ダムを作る際に、かなり調査を行っていると思う。そのような情報を基にして、ネコギギは重要な種であることから、この水生生物保全環境基準で指定し、県として保護していくという方向性を示すことも重要ではないか。

[事務局] 水生生物保全環境基準の類型指定と、天然記念物の保護は分けて考えていく必要がある。委員指摘のとおり、豊川水系のネコギギについては、設楽ダムの調査において色々なデータが整備されているので、整理して次回回答したい。

[湯地委員] 天竜川は国が指定する水域とのことだが、そこに合流する大千瀬川との整合性はどうか。

[事務局] 大千瀬川が合流する付近の天竜川は生物 A として国が告示する予定であり、整合は図られている。

[井上委員] 資料 1-2、1-3 では環境基準項目の亜鉛について説明していただいたが、要監視項目のクロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒドの達成状況はどうか。

[事務局] 要監視項目については一部の測定地点で、単年度の測定は行っているが、継続的に測定したデータはあまりない。豊川本川では実施していないが、都市型河川である佐奈川等で行っており、指針値よりも低い値であった。

[木村部会長] 資料 1-2、11 ページで、宇連川全域においてアマゴの漁業権が設定されているが、資料 1-3、4 ページの表では、宇連川を生物 A と B に区分している。漁業権が設定されているので、全域にアマゴがいてもよさそうな気がするが、この区分はどう考えたのか。

[事務局] 漁業権はかなり古い時代に設定されたものであり、現時点での生物 A の指標種である魚介類の生息状況などを踏まえて区分した。

[木村部会長] 同じく資料 1-3、4 ページの宇連川の表で、鳳来湖の平均水温が 18 と高くなっているが、間違いはないか。

[事務局] 資料に記載しているデータはダム湖表層の水温であり、日射の影響で温度が高くなっているが、水深 2~3m よりも深いところでは、15 程度以下となっている。

[ 谷村委員 ] 今回の類型は冷水性、温水性で分けているが、生き物の分布は化学物質の感受性で決まる訳ではない。将来的に物理的な環境、集水域の土地の利用形態の変化により、生物の分布が変わった場合の考え方はどうか。

[ 事務局 ] 生息域が変わってくるというのは、可能性のある話であるが、この類型指定は1回設定したらそのままという訳ではなく、見直しということもあり得る。基準値自体や項目についても、知見が集まれば変わってくる可能性がある。

[ 谷村委員 ] 最近、カワヒバリガイという淡水性の貝が色々なところで繁殖して問題になっており、琵琶湖や淀川水系では中国から入ってきていると言われている。このようなものと、今回の水生生物の調査との関係は。

[ 事務局 ] 移入種について、各水域にどのように入っているかというのは整理していない。水生生物保全環境基準においては、指標は魚介類であるが、餌となる生物への影響も含めて環境基準が設定されている。この水生生物保全環境基準の制度化に係る過程においては、人の健康の保護のみならず化学物質による水生生物への影響について考慮すべきということが発端になっており、自然環境保全の観点は含まれていない。

[ 小嶋委員 ] 資料1-2、20ページの佐奈川的全亜鉛の状況で、柳橋では5年のうち3年で基準を超過し、残りの2年も比較的濃度が高い。基準を超過することを想定しておかなければならないが、その場合、どのような対応を考えているか。

[ 事務局 ] 佐奈川は、豊川市の市街地を流れる河川である。亜鉛の発生源は多岐に渡っており、工場などの原因調査も行ったが、特定できなかった。事業場の排水基準が5mg/Lから2mg/Lに引き下げられたこと、上流域が下水道未整備の地域で、今後整備が行われることから、亜鉛の濃度も下がってくるのではないかと考えている。

[ 小嶋委員 ] 環境基準を超過している状態は、何年ぐらい放置することができるのか。

[ 木村部会長 ] 達成期間を「直ちに達成」と設定したということは、直ちに守らなければならないことになると思うが。

[ 事務局 ] 環境基準は目標値であり、基準を達成していることが理想の姿である。現時点で達成できないものについては、5年ないし10年を目標に達成期間を設定する。佐奈川については、基準値の2倍、3倍という高いレベルではないため、行政目標として「直ちに達成」としている。

[ 小嶋委員 ] 立入調査・原因調査を行ったとのことだが、その実績を残しておく方がよい。

[ 事務局 ] ネコギギの話でもあった保全が必要な場所の考え方について、この環境基準そのものが、化学物質によるリスクの観点から保全をどう考えるかという形で始まっているため、この基準についての特別域を当てはめる場合、通常の生育環境の保全ではなく、化学物質のリスク管理として保全が必要な産卵場所等という整理が必要になる。データ等を整理して、次回報告したい。

[ 木村部会長 ] 昨年、矢作川の指定を行ったが、全垂鉛の調査データは怎么样了いるか。

[ 事務局 ] 全垂鉛については、類型指定を行った今年度から、県内全域の基準点で月 1 回測定を行っており、現在データは整理中である。

( 2 ) その他

・今後のスケジュールについて事務局から説明を行った。